

中古バイクの車台番号の表示に関する改正規約が認定されました ～改正規約は2020年1月1日施行～

中古バイクの「おとり広告」の未然防止を図るため、広告に「車台番号（下3桁以上）」を表示することを定めた二輪車の改正表示ルール（公正競争規約・規則）につきまして、総会における承認を経て、消費者庁及び公正取引委員会への認定・承認申請の手続きを進めて参りましたが、この度、2019年11月14日付で、認定・承認されました。

改正規約につきましては、2020年1月1日施行となります。

会員の皆さまにおかれましては、今回の規約及び規則の改正の主旨にご理解頂きまして、今一度、改正内容への対応の準備をお願いします。

車台番号表示に関するパンフレット

http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/191119_kiyukukaisei.pdf

【規約の改正内容】

- ・中古二輪車の広告における車台番号の表示を義務付けるための変更（規約第12条第2項の変更）

【規則の改正内容】

- ・中古二輪車の広告における車台番号の下3桁以上の表示を義務付けるための変更（中古車施行規則第10条）

〈詳細につきましては、当協議会ホームページをご覧ください〉

○二輪自動車業における表示に関する公正競争規約 新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

<http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/kiyaku/nirin-kiyaku-new-old.pdf>

○二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則
新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

<http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/kiyaku/nirin-rule-used.pdf>

なお、新車のランキング表示に関する表示ルール（規則）についても改正します。

【規則の改正内容】

- ・ランキング表示を行う際に同順位のものが存在する場合でも表示ができるようにするための変更（新車施行規則第15条）

〈詳細につきましては、当協議会ホームページをご覧ください〉

○二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則
新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

<http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/kiyaku/nirin-rule-new.pdf>

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで nirin-info@aftc.or.jp

TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114